

国際生物多様性年国内委員会の行動理念（案）

国際生物多様性年国内委員会は、生物多様性条約の3つの目的及び生物多様性の2010年目標を達成するための認識を高めるという国際生物多様性年（以下、国際年）の目的と、愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において2010年以降の生物多様性条約の新戦略計画（ポスト2010年目標を含む）が議論されることを踏まえ、国際年以降の展開も視野に、さらに効果的な活動を行うことを期して、国内委員会における行動理念を策定する。

<背景>

地球上には、多様な生物が存在するとともに、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。私たち人類も生物であり、他の生きものとのつながりの中で、生物多様性がもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物多様性は人類の存続の基盤となっている。

また、生物多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。南北に長く四方を海に囲まれた日本は、四季の変化に富み、湿潤な気候を有し、狭い国土にかかわらず多彩な生物相を有している。豊かな自然に恵まれ、農林漁業等の長い営みを通じて里地・里山・里海など自然と共生した日本固有の歴史・文化を創り上げてきた。

一方、生物多様性は、開発や乱獲等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間活動の縮小による里山等の劣化、外来生物等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面しており、種の絶滅に関して人類は過去の平均的な絶滅スピードをこの数百年でおよそ1000倍に加速させているともいわれている。また、地球温暖化の進行により生物多様性に深刻な危機が生じることも危惧されている。

我が国においては、明治維新後と戦後の高度経済成長期に経済的な発展を成し遂げたが、引き換えに生物多様性に大きな影響を与えてきた。また、経済・社会のグローバル化に伴い、食料の約6割を、木材では約8割を海外から輸入するなど、世界の生物多様性に大きく依存し、多大な影響を与えている。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる分野は、国民、民間団体、事業者、メディア、行政機関と多岐にわたっている。生物多様性は微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多く、また、一度損なわれた生物多様性を再生することは困難である。従って、科学的知見の充実に努めつつ、生物多様性を保全する予防的な取り組み方法が重要である。生物多様性の保全と持続可能な利用に係る経緯と国際的な議論の状況を踏まえ、

生物多様性の主流化を進めるためには、多様な主体の自発的な取組が促進されるとともに、主体間の連携を強力に進めることが必要である。

<行動理念>

国際生物多様性年国内委員会は、生物多様性に関する現状を認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る長期的なビジョンを国民とともに共有し、ポスト 2010 年目標の実現に向けて中長期的な行動を行う。

- 多様な国や地域に、様々な生態系や種、遺伝子の多様性が存在し、生物多様性の恵みが我々の暮らしを支えていること、それを基盤にした伝統・文化・歴史が存在することを認識する。
- 生物多様性の損失が止まらないという厳しい状況を認識した上で、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとし、その恵みを公正・公平に配分させるという長期的なビジョンを共有する。
- 生物多様性のつながりの中にある様々な主体が、それぞれに必要な役割を果たすよう各分野の自主的かつ積極的な取組を奨励し、各分野のコミュニケーションのためのプラットフォームとして、各々の取組を結び促進する。
- グローバルな視点とローカルの視点を持って、倫理・科学・経済を軸に、各分野・各主体が互いに対話をしつつ行動する。
- これらのすべての活動の基礎に、生物多様性条約に定められた生物多様性の重要性に関する CEPA（広報・教育・普及啓発）を位置付ける。